

## みんなでやるぞね「早ね早おき朝ごはん」県民運動イメージキャラクター使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「早ね 早おき 朝ごはん」運動を地域や学校、家庭が一体となって取り組むことを目的として、「早ね早おき朝ごはん」県民運動イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を活用できるよう、その使用に関し、必要な事項を定める。

### (範囲)

第2条 この規程で定めるキャラクターは以下のとおりとする。

- (1) キャラクターのイラストデータ
- (2) キャラクターの着ぐるみ
- (3) キャラクターのパペット
- (4) 啓発資材（紙芝居、パネル等）

### (対象事業及び対象者)

第3条 キャラクターを使用する事業は、「早ね早おき朝ごはん」運動に関連する事業で使用する場合とする。ただし、政治的又は宗教的利用が認められる場合は除く。

2 対象者は、原則として市町村・学校・各種団体・企業とする。

### (使用の届出)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「早ね早おき朝ごはん」県民運動イメージキャラクター使用届出書（以下「届出書」という。（様式第1号））を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

なお、イラストデータの使用については、当該使用に係る物件の完成見本を添付すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。

2 次のいずれかがイラストデータを使用する場合は、届出を省略することができる。

- (1) 保育所や学校（幼稚園を含む）、PTAが発行する広報誌等に使用するとき。
- (2) その他、教育長が特に認めるとき。

### (使用責任)

第5条 キャラクターを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出書に記載した目的、方法で使用する。
- (2) イラストデータを使用する場合は、紙面上に必ず「©やなせたかし」と記載すること。また、キャラクターを改変しないこと。（サイズ以外の変更は認めない。）
- (3) 使用者がキャラクターを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し使用者が全責任を負うこと。
- (4) 使用者がキャラクターの使用に際して、故意又は過失により高知県教育委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (5) 着ぐるみ等の使用にあたっては、著しく汚れたり損傷したりすることのないよう、注意して使用しなければならない。著しく汚れたり損傷した場合は、クリーニングや修繕等を求めることがある。
- (6) その他、教育長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用差し止め)

第6条 教育長は、使用が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、使用を差し止めることができる。

- (1) 使用目的及び使用方法が、「早ね早おき朝ごはん」県民運動の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) イラストデータを使用する際に、定められた色、形式等を正しく使用していないとき。
- (3) 物品販売に使用する等、直接的に利益が発生する場合に使用するとき。
- (4) 高知県教育委員会のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (5) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (6) 特定の政党、候補者、宗教団体、営利団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (7) その他、教育長がキャラクターの使用について不相当と認めるとき。

(届出内容の変更)

第7条 届出書の内容に変更が生じたときは、あらかじめ「早ね早おき朝ごはん」県民運動イメージキャラクター使用変更届出書(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(使用実態の調査)

第8条 教育長は、届出のあったキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は教育長から要請を受けた場合は、キャラクターの使用実態を報告及び使用製品等を提出しなければならない。

(使用料)

第9条 キャラクターの使用料は無償とする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、キャラクター使用の権利を譲渡、若しくは転貸することができない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年1月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以前に届出があったものについては、なお従前の例による。